

# 青森県報

第三千七百六十七号

平成二十五年  
十一月八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による施術者の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定	同	一
右 同	同	二
家畜伝染病の発生	畜産課	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	河川砂防課	二
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	商工政策課	三
右 同	同	三
肥料登録の有効期間の更新	食の安全・安心推進課	四
男性警察官用合帽子ほかの購入に係る一般競争入札	会計管理課	四

## 告

## 示

青森県告示第七百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
工藤 健介	株式会社K・K けん整骨院	五所川原市金木町沢部四六八 の一	平成三〇・一

青森県告示第七百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指定年月日
木下 祐稀	五所川原市金木町芦野一 パート二号	平成三〇・一
木村 友紀	五所川原市大字石岡字藤巻一七の二九	"

青森県告示第七百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	工藤 健介	施術所の名称	株式会社K・K けん整骨院	施術所の所在地	五所川原市金木町沢部四六八 の一	指定年月日	平成二〇・一
----	-------	--------	------------------	---------	---------------------	-------	--------

青森県告示第七百九十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	木下 祐稀	住所	五所川原市金木町芦野二 パート二号	指定年月日	平成二〇・一
	木村 友紀		五所川原市大字石岡字藤巻一七の二九		"

青森県告示第七百九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	十和田市	平成二〇・三

青森県告示第七百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

川部急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	青森市	野沢	川部	七九の三七四
二	"	荒川	横倉	一の一
三	"	"	"	"
四	"	"	"	"
五	"	"	"	"
六	"	"	"	"
七	"	"	"	"
八	"	"	"	"
九	"	"	"	"
十	"	"	"	"
十一	野沢	野沢	川部	七九の四三
十二	"	"	"	七九の一三三
十三	"	"	"	七九の三四〇
十四	"	"	"	七九の二六五
十五	"	"	"	七九の三四八

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇 代表取締役 井上元延	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八 代表取締役 井上元延	変 更 年 月 日	平成 二四・七・一
変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇 代表取締役 井上元延	変 更 後	株式会社デンコードーエంత インメント 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八 代表取締役 井上公延	変 更 年 月 日	平成 二五・六・二五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 届出年月日

平成二十五年十月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上元延

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数の位置及び収容台数 一四五台	一二八台(位置は、届出書添付図面のとおり) 一四五台(位置は、届出書添付図面のとおり)	平成二六・六・三
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	駐車場の出入口の位置及び収容台数 九か所	八か所(位置は、届出書添付図面のとおり)	

四 届出年月日

平成二十五年十月二十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十五年十月二十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三四九号	混合有機質肥料	りんご自慢有機2号	窒素全量五・〇 りん酸全量四・〇 加里全量二・〇	公定規格のとおり	片倉チツカリン株式会社 東京都千代田区九段北一丁目一三の五

男性警察官用合帽子ほかの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年十一月八日

青森県知事 三村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
男性警察官用合帽子ほか 総数四千七百九十一

二 納入期限

平成二十六年三月十八日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十五年十二月四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ

ないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十五年十二月十九日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Police officer's spring and autumn hat and others, total of 4,791 items
- 2 Place of delivery:  
Aomori police school
- 3 Due date:  
18 March, 2014
- 4 Time limit for tender:  
19 December, 2013  
(Please refer to a bid manual in time.)
- 5 Contact point for the notice:  
Account Management Division  
Accounting Bureau  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9098

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭